

なるもありて、すべて一様ならず、凡筆箋の如きは、年を経る時は、一節の間九枝或は十枝を生ずれども、此竹は玄からず、その葉長さ七八寸、廣さ四五分にして、毎莖六葉を一朶とす、此筍は四五月の比に生じ、青色にして味至て苦し、これは和名抄にいはゆる長間筍にして、此筍また抽出て、忽ちに若竹となる時は、その節上節下並に粉白なる事、小川竹よりも甚し、一種伊豆の大島に産するものを、俗に大島竹といふ、今おほく此竹を以て庭砌の藩籬とす、その竹細長にして節間殊に長し、一説に此種は有徳廟の御代の事なるよし、矢竹に代用ゆべきと上意有て、その谿間に植付させ給ひしが、今は多く繁衍せしといへり、又一種箱根竹あり、矢竹よりまた細長にして、枝葉は大略前條と相似て、やゝ細小にして、其葉さらには落がたきによりて、そのまゝにて掃箒となすによろし、其性いたつて柔韌なるをもつて、竹籠を作るもの、多く此竹を用ひ、或は筆管となし、或は烟管となすも、また此竹なるよし、これは嘉興縣志にいはゆる竹箋にして、延喜式にいはゆる小竹、徑二分長八尺といへるも、此類をさしていひしなるべし、扱此竹を舊より箱根竹といへば、その產地はかならず相模國なるべしとおもひけるも、或人の説に、箱根竹は伊豆國に產せしにて、相模國にはあらずといへり、よつて和漢三才圖會を閲せしに、伊豆國土產箱根竹とありて、相模國の土產には此竹を載す、これによれば箱根竹は、全く今の淺草海苔のたぐひにて、或人の説妄ならざるべし、

〔古事記景中行〕於是化八尋白智鳥翔天而向濱飛行以智字爾其后及御子等於其小竹之荔棧雖足跳破、忘其痛以哭追、此時歌曰、阿佐士怒波良許斯那豆牟蘇良波由賀受、阿斯用由久那、

〔古事記傳二十九〕小竹は志怒シヌと訓べし、上卷には訓シテ小竹云佐々シテとあれ、御歌に、志怒シヌとあればなり、書紀神功卷に、小竹此云之努シヌと見え、萬葉一丁に玄シヌひつと云借字にも、小竹櫃ヒツと書又細竹とも書り、和名抄に篠細竹也、和名之乃一云佐々、俗用小竹二字謂之佐々シヌとあり、古は志怒シヌと云、後には志